

1、副籍制度とは？

都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（普通学級）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続をはかる制度です。

なお、「副籍制度」は、都立特別支援学校と居住する地域の区市町村立小学校、又は、中学校の両方に二重に学籍を置くという制度ではなく、
学籍はあくまでも所属する都立特別支援学校に置くものです。



この制度により、居住する地域の中で、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながっていくことが期待されます。



2、交流開始までの流れ

前年度中：在校生対象に副籍希望調査を取り、各区市町村教育委員会へ副籍希望者名簿を送付します。

4月中：新入生、転入生を対象に副籍希望調査を取り、区市町村教育委員会へ副籍希望者名簿を送付します。

4月～6月：区市町村教育委員会から
* 地域指定校決定の通知が在籍校と保護者に送付されます。

* 地域指定校とは？

⇒交流相手校

（原則）指定された学区の

小・中学校になります。

4月～翌年3月：地域指定校との打ち合わせ後に、「副籍制度」による交流が順次開始します。



コーディネーターまたは特別支援部が地域指定校に連絡をします。



地域指定校とコーディネーター（特別支援部）または担任と保護者が一緒に交流内容を相談します。



交流開始



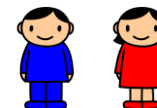
3、交流の内容

(1) 間接的な交流

副籍をもつ児童・生徒が在籍校においてどのような学校生活を過ごしているかを地域指定校の児童・生徒に知ってもらうために、また、地域指定校の同年代の児童・生徒の学校での様子や居住する地域の情報を得るために学校だより、学年だより、行事の案内の交換をします。

<具体例>

- ・学校間で交換する
- ・地域指定校から直接自宅に届く
- ・同じ地域指定校に通う兄弟から受け取る
- ・地域指定校へ取りに行く
- ・学童クラブで地域指定校の友達から受け取る など



(2) 直接的な交流

児童・生徒の障害の状況に応じて、地域指定校の教科等の一部の授業や学校行事等に参加します。

※直接交流を進めるにあたって

- ①活動は、できることから少しずつ
- ②原則は、保護者の方が付き添う
- ③回数は、児童・生徒の状況に応じて

<具体例>

☆小学校の場合

教科等	内容
行事・生活科・総合的な学習の時間	児童集会、子供祭り、お楽しみ会、学芸会や運動会、作品展への出品 他
音楽	歌、ダンス、鑑賞、合奏 他
図画工作	粘土、絵、工作、共同制作 他
給食	配膳、班で食べる、片付け 他
休み時間	掃除、大縄跳び、ボール遊び 他
体育	体操、つながり遊び、ボール運動、かけっこ 他
朝の時間	読み聞かせ、朝の会 他

☆中学校の場合

教科等	内容
特別活動、行事など	文化祭や運動会、作品展への出品 他
音楽	歌、ダンス、鑑賞、合奏 他
給食	配膳、班で食べる、片付け 他



〔事例 1〕(小) 初めは間接交流希望で開始しましたが、特別支援学校コーディネーターによる理解啓発の授業に本人も参加したことにより、直接交流へと移行しました。全校朝会での紹介や運動会での玉入れ等の競技への参加も行いました。

〔事例 2〕(小) 副籍交流 2 年目。前年度はおたより交換のみの間接交流でしたが、前年度の副籍校の担任より新年度の担任への引継ぎがスムーズに行われていたため、年度当初からおたより交換、学活の授業への参加などが行われました。運動会では本児の席を設けてもらいました。おそろいのはっぴも準備してもらい一緒に応援をしました。おたより交換の際には、学級文庫から本を借り、金魚にエサをあげることを担任と一緒に行いました。

〔事例 3〕(小) 直接交流 3 年目。開始当初から朝の会への参加を行っていました。交流した際に次の日程を決めていたので継続的に交流を行ってきました。3 年目の今年度は学芸会の劇の練習に参加し、当日も衣装を着て舞台上に立ちました。

〔事例 4〕(中) 間接交流 2 年目。昨年度は学校間でおたより交換でしたが、今年度は近所の幼なじみを介してのおたより交換となりました。副籍の日(本校の開校記念日)には副籍校の発表会の見学も行いました。

〔事例 5〕(中) 直接交流 2 年目。同学年で 3 名同じ副籍校で交流しているので、3 人一緒に給食の時間や音楽や体育の授業に参加しました。都民の日にも副籍交流を行いました。



「つながい」

副籍制度を活用した交流活動

～「共生地域」の実現に向けて～

